

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 子ども家庭部幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当

問合せ先 03 - 5803 - 1823

1 補助金の名称等

3年度調査

補助金の名称	保育補助者雇上強化事業補助金							
根拠規定等	文京区保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱							
創設年月	平成	28	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	5年	終了予定年月
見直し年月	令和	2	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	1年	
見直しの内容	補助基準額の変更							
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号		
	5 民生費	4 児童福祉費	1 保育園費	15 保育補助者雇上強化事業	1 保育補助者雇上強化事業			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とする。						
補助事業等の内容	短時間勤務の保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者の雇上げに要する経費の一部を補助する。						
補助対象経費の内容	短時間勤務の保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者の雇上げに要する経費						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率（補助率） <input type="checkbox"/> 定額（補助額）						
	<input type="checkbox"/> 補助単価（補助単価 単位） <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕 補助対象事業に要する額とし、利用定員が121人未満の施設の場合、一施設当たり年額2,264,000円、121人以上の施設の場合は、一施設当たり年額4,528,000円を限度とする。 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕						
公募の状況	対象事業者への直接連絡により周知						
実績報告書時における 用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他（実績報告書類）						
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	負担割合	区 1/4	国	都 3/4	補助対象者	
		上乗せの内容・理由					

3 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(決算)	元年度(決算)	2年度(決算)	3年度(予算)
交付(見込み)件数	20	23	26	32
決算(予算)額	21,722	37,297	40,328	57,673
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	18,998	32,623	35,280	50,463
その他	0	0	0	0
一般財源	2,724	4,674	5,048	7,210
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	保育士の業務負担の軽減による離職防止、保育補助者の雇用による人材確保により、昨今の保育士不足解消の一助となっている。
課題	本事業と並び保育人材確保を目的とした保育体制強化事業について、令和2年度補助対象者の拡大等に伴う要綱改正があった。本事業についても需要の高まりから、補助基準額が年々増加しているため、より一層制度の動向を注視する必要がある。
今後の方向性	保育体制強化事業と並び、制度の充実化に伴い、年々事業が複雑化している。今後も制度の需要が高まり、複雑化することが見込まれるため、適正な補助金交付のため、正しい制度の周知徹底が必要である。